

## 成果品リスト

## 1 本業務委託における成果品は、次のとおりとする。

- (1) 法令上の諸条件の調査結果及び関係機関との打合せ議事録
- (2) 実施設計方針をまとめた図書
- (3) 設計図（原図）
- (4) 設計図（製本）
- (5) 設計図のCADデータ
- (6) 設計図のPDFデータ
- (7) 工事費概算書
- (8) 設計書
- (9) 積算調書
- (10) 単価調書
- (11) 見積書
- (12) 工事実施工程表
- (13) 各種法令や条例に基づく申請や届出に係る図書
- (14) 地質調査報告書
- (15) 指導要綱に基づく図書
- (16) 井戸の影響調査報告書
- (17) 電波障害調査報告書
- (18) 完成イメージ図
- (19) 完成予想模型
- (20) その他

## 2 作成に当たっての留意事項

- (1) 法令上の諸条件の調査結果及び関係機関との打合せ議事録
  - ア 法令上の諸条件の調査とは、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本計画書の内容に即した詳細な調査のことを言い、この結果をまとめた報告書を提出する。
  - イ 関係機関との打合せとは、実施設計に必要な範囲で、建築確認申請等を行うために必要な事項について関係機関と打合せを言い、この議事録を提出する。
  - ウ 用紙サイズはA4版又はA3版とし、提出部数は1部とする。
  - エ PDF化したデータも提出。
- (2) 実施設計方針をまとめた図書
  - ア 塩津地区基本計画書に基づき、意匠、構造及び設備等の各要素について検討し、蒲郡市との協議等を経て確定させた実施設計のための基本事項をまとめた図書をいう。
  - イ 用紙サイズはA4版又はA3版とし、提出部数は10部とする。
  - ウ PDF化したデータも提出。
- (3) 設計図（原図）
  - ア 図面サイズはA1版又はA3版とし、白焼きとする。
  - イ 図面の縮尺表示について、A1版で作成したときはA3版に縮小した際の

縮尺も併記する。

ウ 図面枠は、蒲郡市指定のものとする。

エ 提出部数は、1部。ただし、A1版で作成した場合は、A3版の縮小図面も1部提出する。

オ 図面は、工事発注の区分けに応じて作成する。工事発注の区分けは、市監督員と協議して決める。

カ 必要な図面は、別表「図面一覧」による。

(4) 設計図（製本）

ア 工事の発注区分けに応じて製本する。工事発注の区分けは、市監督員と協議して決める。

イ 表紙及び背表紙に工事名称などを刷り込む。

ウ 提出部数は、各3部とする。

エ 図面をA1版で作成している場合は、A3版に縮小した製本を同様に各3部提出する。

(5) 設計図のCADデータ

ア 電子データとして提出するCAD図面のデータは、JWW形式とする。

イ JWW形式以外のCADソフトで作図している場合は、JWW形式に変換し提出するものとする。変換に当たっては、蒲郡市指定の環境設定とすると共に、文字や線種等に不具合が生じていないか確認し、必要に応じて修正すること。

ウ 提出するデータは工事の発注区分けに応じて取りまとめ、DVD-R等に保存して1部提出する。

(6) 設計図のPDFデータ

ア 工事発注の区分けに応じて図面データをPDF化し、DVD-R等に保存して1部提出する。

イ PDF化する際の図面サイズは、A3版とする。

(7) 工事費概算書

ア 実施設計図書に基づく工事に通常要する費用を概算し、取りまとめた図書をいう。

イ 用紙サイズはA4版又はA3版とし、提出部数は1部とする。

ウ エクセルで作成したデータも提出する。併せて、PDF化したデータも提出する。

(8) 設計書

ア 設計書の書式は、蒲郡市が指定する様式（エクセル形式）とする。

イ 設計単価の優先順位は、次のとおりとする。

1位 指定単価表

2位 刊行物（建設物価、建築コスト情報、積算資料、建築施工単価等）

3位 専門業者見積り

ウ 設計書の「備考」欄に、単価の根拠を示す。

エ 設計書は、工事発注の区分けに応じて作成する。工事発注の区分けは、市監督員と協議して決める。

オ 用紙サイズはA4版とし、印刷したものを工事発注の区分けに応じて各1部提出する。

- カ エクセルで作成したデータは、CD-Rに保存し提出する。
- (9) 積算調書
- ア 直接工事の順に数量の算出根拠を取りまとめた調書を作成し、提出する。
  - イ 積算数量の拾い忘れや違算を防止し、積算の精度向上を図るため、積算業務の各過程においてチェックを行うこと。
  - ウ 積算調書はエクセルで作成し、データはCD-Rに保存して提出する。
  - エ 用紙サイズはA4版又はA3版とし、印刷したものを1部提出する。
- (10) 単価調書
- ア 単価調書は工種別に作成し、その根拠（刊行物、項数など）を示す。
  - イ 単価調書はエクセルで作成し、データはCD-Rに保存して提出する。
  - ウ 用紙サイズはA4版又はA3版とし、印刷したものを1部提出する。
- (11) 見積書
- ア 見積りは、原則として3社以上から取る。
  - イ 同一業者から複数の工種の見積りを取る場合は、必ず工種ごとに提出させる。
  - ウ 見積りの原本と印刷した見積り比較表を1部提出する。
  - エ 見積り比較表はエクセルで作成し、データはCD-Rに保存して提出する。
- (12) 工事实施工程表
- ア 実施設計図書に基づく工事に通常要する工程表を作成し、提出する。
  - イ 用紙サイズはA4版又はA3版とし、印刷したものを提出する。提出部数は、市監督員の指示による。
  - ウ PDF化したデータも提出する。
- (13) 各種法令や条例に基づく申請や届出に係る図書
- ア 建築確認申請や構造計算適合性判定等各種法令や条例に基づき作成した図書の副本や控え図書を提出する。確認済証なども併せて提出する。
  - イ 建築主の押印が不要であっても、申請や提出前には必ず市監督員に該当図書を提出し、確認を受けること。
- (14) 地質調査報告書
- ア 調査報告書 3部
  - イ 地質標本 一式
  - ウ その他監督員が指示する書類
- (15) 指導要綱に基づく図書
- ア 蒲郡市中高層建築物指導要綱に基づき作成した図書を提出する。
  - イ 提出部数は、1部。
- (16) 井戸の影響調査報告書
- ア 本計画敷地の周囲について現在使用されている井戸の有無を確認し、該当する井戸がある場合は今回設計する建物が影響を及ぼすかどうか調査し、報告書を提出する。該当する井戸がない場合は、調査範囲や調査方法などを記した報告書を提出する。
  - イ 提出部数は、2部。
- (17) 電波障害調査報告書
- ア 蒲郡市中高層建築物指導要綱に該当する建物及び電波障害を生じさせる可能性のある建物について、各測定結果及び図面、測定状況写真、測定画像

- データ写真などを電波障害調査報告書として取りまとめ、提出する。
- イ 報告書は、A4版で作成する。A3版の図面を折り込むことは可。
- ウ 提出部数は、2部。
- エ 電波障害が発生することが分かった場合は、その対策を実施設計に盛り込むこと。

(18) 完成イメージ図

- ア 区分け、作画アングル、カット数、用紙サイズは下表のとおり。

区分け	作画アングル	カット数	サイズ
外観	敷地全体が分かる鳥瞰図	1	A2
	主たる棟別の外観図	3	A3
内観	主要な場所の内観図	3	A3

- イ 図面は、着色する。
- ウ ラフスケッチ程度の図面は、不可とする。
- エ 建物の仕上げ材などのテクスチャは、図面に反映させること。
- オ 樹木や外構、人物なども描き込むこと。
- カ 透視図は、ポスターケース等に入れてカット毎に1部提出する。
- キ 画像データはjpgデータ及びPDFデータとしてDVD-Rに保存し、1部提出する。

(19) 完成予想模型

- ア 工事完了時の完成予想模型を1つ製作する。
- イ 縮尺は、200分の1とする。
- ウ 製作範囲は、本敷地外周の道路を含む敷地全体とする。
- エ 本敷地内の建物は、形状だけでなく外壁や屋根のテクスチャも表現する。敷地外の建物は、形状を示すだけでよい。
- オ 敷地内の樹木や外構についても、表現する。
- カ 展示を予定しているので、アクリルケースを用意すること。

(20) その他

- ア 上記に示したもののほか市監督員が必要とするもの（例えば、打合せや説明会の資料）については、市監督員と協議のうえ作成し、提出する。
- イ 本業務の受託者が必要と考え、市監督員が承諾したもの。

別表 図面一覧

工事区分	図面名称など
<p>建築</p>	<p>以下の図面より工事に必要な場合、作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築意匠設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>図面リスト</li> <li>案内図</li> <li>仕上表</li> <li>断面図</li> <li>矩計図</li> <li>天井伏図</li> <li>断面詳細図</li> <li>部分詳細図</li> <li>ユニット図</li> <li>外構図</li> </ul> </li> <li>・ 建築構造設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>構造特記仕様書</li> <li>杭伏図</li> <li>構造伏図（各階）</li> <li>構造詳細図</li> </ul> </li> <li>・ 敷地造成図 <ul style="list-style-type: none"> <li>現況図</li> <li>断面図</li> </ul> </li> <li>・ 解体工事図</li> <li>・ その他、市担当職員が指定するもの</li> </ul>
<p>電気</p>	<p>以下の図面より工事に必要な場合、作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>図面リスト</li> <li>工事区分表</li> <li>案内図</li> <li>受変電設備図</li> <li>各系統図</li> <li>電灯設備図</li> <li>防火設備図</li> <li>主要機器一覧表</li> <li>自動火災報知設備図</li> <li>放送設備図</li> <li>屋外設備図</li> </ul> </li> <li>・ 解体工事図</li> <li>・ その他、市担当職員が指定するもの</li> </ul>

<p>機械 設備</p>	<p>以下の図面より工事に必要な場合、作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>図面リスト</li> <li>工事区分表</li> <li>案内図</li> <li>空調換気設備機器表</li> <li>空調設備図</li> <li>管種、衛生器具表</li> <li>給排水平面詳細図</li> <li>給湯設備図</li> <li>下水道排水設備図</li> </ul> </li> <li>・解体工事図</li> <li>・その他、市担当職員が指定するもの</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>特記仕様書</li> <li>メーカーリスト</li> <li>配置図</li> <li>換気設備図</li> <li>空調管理システム図</li> <li>給排水平面図</li> <li>ガス設備図</li> <li>消火設備図</li> <li>屋外設備図</li> </ul> </div> </div>
------------------	--

(注意) 図面の追加や省略は、市監督員の承諾を得て行う。